

高知くらしの護身術

183

多重債務

法律専門家に相談を

(2010年9月14日掲載原稿)

「今まで借りては返しての生活をしてきた。法改正で借りることができなくなった」。貸金業法が改正され、今年6月18日に完全施行されて以降、県立消費生活センターには、このような相談が寄せられています。

借金を返すために借金することは決して解決にはつながりません。このような相談には債務整理について説明するとともに、弁護士や司法書士といった法律専門家に法律相談することを勧めています。最初の一步を踏み出すことで、解決への道が開けるはずですよ。

相談者の最大の悩みは貸金業者からの厳しい取り立て。毎日のように取り立てがあると、落ち着いて自分の借金と向かい合うことができず、冷静な判断など到底できません。

しかし、法律専門家に債務整理をお願いし、貸金業者に通知をしてもらうと借金の取り立てはストップします。法律専門家に依頼するお金がない場合は、収入の制限がありますが「法律扶助制度」という費用の立て替え制度もあります。

高知弁護士会や県司法書士会、県などで構成している県多重債務者対策協議会では現在(9月12~18日)、借金の返済で困っている人を対象に、弁護士と司法書士による無料相談会を開いています。

予約の必要はありません。会場は高知市消費生活センター(高知市本町5丁目)と県立消費生活センター(同市旭町3丁目)の2カ所ですが、日によって会場と時間が変わります。事前に県の県民生活・男女共同参画課(088・823・9653)に問い合わせしてください。

借金の問題は必ず解決できます。1人で悩まず、この機会にぜひご相談ください。